

## 熊本県バドミントン協会旅費規程

### (目的)

第1条 本規程は熊本県バドミントン協会（以下「本協会」という。）規約第27条により、第2条各号に定める諸会議等に出席あるいは参加し、任務を果たすことを目的として旅行した者に対し、支給する旅費について定める。

2 旅行命令者は理事長とし、旅行命令簿に記載し、提示または、口頭により発するものとする。

### (対象)

第2条 旅費支給の対象となる諸会議等とは、次の各号とする。

- (1) 日本バドミントン協会主催の会議
- (2) 九州バドミントン連盟主催の会議
- (3) 熊本県バドミントン協会理事会・三役会・常任理事会
- (4) 本協会、九州バドミントン連盟及び日本バドミントン協会が主催する競技会への役員等としての派遣
- (5) その他理事長が必要と認めた会議、講習会、視察

### (支給)

第3条 旅費の支給は定めのある場合を除き、実費の全部または一部を支払うものとする。

### (項目)

第4条 旅費支給の項目は、次の各号に定める通りとする。

#### (1) 交通費

第2条に定める支給対象が生じた場合は、次の基準により支給する。

イ 開催地と居住地 同一地域内・・・支給しない

ロ 県内

- ・ 開催地と居住地 概ね20Km以内・・・支給しない
- ・ 開催地と居住地 概ね50Km以内・・・1,000円
- ・ 開催地と居住地 概ね50Km以上・・・2,000円

ハ 県外・・・必要最低限の実費

#### (2) 日当

支給基準は、次の基準とする。

イ 半日（2時間以上～4時間以内）・・・1,000円

ロ 1日（4時間以上）・・・2,000円

#### (3) 宿泊費

宿泊費は、実費支給を原則とし、10,000円を限度額とする。

この認定は事務局長があたる。

### (提出)

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、旅費請求書兼領収書を添え事務局長に提出しなければならない。

### (特別な事由)

第6条 特別な事由がある場合、また、本規程の運用が困難な場合は、理事長の事前の承認を条件として、その都度個別に定める。

### (その他)

第7条 この規程の改廃は常任理事会で決定する。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する